

本書ノ大キサ國定規格A⁵判

鳥取縣公報

昭和十五年七月五日

第千百四十五號

金曜日

縣令

◆鳥取縣令第五十號

明治三十五年六月鳥取縣令第二十八號宿屋營業取締規則中左ノ通改正ス

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

第九條 第八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

九 其他營業上ニ關シ所轄警察署長ヨリ特ニ命令アリタル事項

第十六條中

「第六條第七條第一項第八條第一項第九條第十條」トアルヲ「第六條乃至第十條」ト改ム

附則

本令ハ昭和十五年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

00633

告示

◆鳥取縣告示第四百九十四號

日野郡大宮村大字菅澤河村俊章ノ提起ニ係ル村會議員辭任ニ關スル告示ノ取消及村會議員當選效力ニ關スル訴願ニ付縣參事會ニ於テ左ノ通裁決アリタリ

昭和十五年七月五日

裁決書
鳥取縣知事 副見喬雄

日野郡大宮村大市菅澤千八百貳拾番地

訴願人 河村俊章

右訴願ノ要旨ハ昭和十三年四月二十五日大宮村會議員河村俊章辭任ニ關スル告示ヲ取消シ且同年五月二日執行シタル且同村會議員補充選舉會ニ於テ當選セル三上榮壽ノ當選ハ無效ナリトノ裁決ヲ求ムト云フニアレドモ村會議員辭任ニ關スル告示ニ付テハ之ガ取消ヲ求ムル爲訴願ヲ爲シ得ベキ規定ナク又當選ノ效力ニ關シ異議申立ヲ爲シタルトキハ町村制第三十三條ノ規定ニ依リ村會ノ決定ヲ經タル後ニ非ザレバ訴願ヲ提起スルコトヲ得ザルモノナルニ拘ラズ本訴ハ村會

ノ決定ヲ經ズシテ提起シタルモノ一シテ訴願法第九〇二所謂適法ノ手續ニ違背セルモノハリ依テ裁決スルコト左ノ如シ
本訴願ハ之ヲ却下ス

昭和十五年六月二十六日

鳥取縣參事會

鳥取縣知事 副見喬雄

◆鳥取縣告示第四百九十五號
日野郡大宮村大字菅澤濱田光壽ノ提起ニ係ル村會議員當選效力ニ關スル異議申立決定不服ノ訴願ニ付縣參事會ニ於テ左ノ通裁決アリタリ

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

裁決書
日野郡大宮村大字菅澤六百四拾壹番地

訴願人 濱田光壽

右訴願ノ要旨ハ昭和十三年五月二日執行ノ大宮村會議員補充選舉會ニ於ケル當選效力ニ關スル訴願人ノ異議申立ニ對シ昭和十三年五月十九日付訴願人ノ異議申立相立タザル旨ノ大宮村會ノ決定ハ之ヲ取消シ且昭和十三年五月二日選舉會ニ於テ當選セル三上榮壽ノ當選ハ之ヲ取消スベキ旨ノ裁決ヲ求ムト云フニアリ其ノ理由トスル所ハ投票審査ノ結果三上榮壽ノ得票ハ十三票ト決定シタルニ訴願人ノ得票十三票中一(はまだみつとし)二(はまだみつとー)ト記載セルモノア

00624

リ一ノ(太)ハ太ニ點々アルガ爲二ノ(一)ハ下ニ點アリトシ他事記入ト認メ無効ト決定シタルハ誤認曲解セルモノニシテ右ハ記載方ノ抽劣ナル爲多少字画ノ正シカラザルモノ平常書キ馴レヌ効勵者ガ書スルニ當リ手ノ振ヒタルモノト認メラレ字画充分ナラズト雖モ一(はま太)ノ(太)ハ平假名ノ(だ)ニ(みつとー)ノ(ー)ハ筆ノ行カスレニシテ他事記入ト認ムベキモノニアラズ有效投票トナスベキモノナリ而シテ三上榮壽ト訴願人ハ同點ニシテ訴願人ハ年長者ナルニ年少者三上榮壽ヲ當選者ト決定セルハ規定ニ違背セルハ規定ニ違背セル無効決定ナリト云フニアリ

右ニ對スル大宮村會辯明ノ要旨ハ訴願人異議申立ニ對スル決定ノ村會ニ於テ投票審查ノ結果濱田光壽ノ得票トセル投票中一(はま太みつとー)ト記載セルモノアリ一(太)ハ漢字ノ太ニ點々ヲ附シアリ二(一)ハ小サキ點ヲ附セルハ明カニシテ筆ノ行カスレ等ニアラズ以上二票共他事記入ト認メ無効ト決定セルハ正當ニシテ選舉會ニ於テ投票審查ノ結果(三上三)ト記載セル投票ハ他事記入トシテ無効トセルモ文ノ效力ニ影響ヲ及ボスベキ限ニ在ザルヲ以テ訴願人ノ申立相立タザル旨ノ裁決ヲ求ムト云フニアリ仍テ町村制第三十三條第二項ノ規定ニ依リ之ヲ受理シ審查ヲ遂グルニ昭和十三年五月十九日大宮村會ニ於テ投票審查ノ結果(三上三)ト記載セル投票ハ他事記入トシテ無効トセルモ文字拙劣ナル點ヨリ見レバ正確ナル文字ノ記載方ヲ解セズ(三上三)ノ(上)ノ下ニ片假名ノ(ミ)ヲ附シタルモノニシテ他事記入ニアラズ三上榮壽ヲ選舉シタルモノト認メ得ベキヲ以テ有效ナリ又一(はま太みつとー)ノ(太)ハ文字拙劣ナルモノ平假名ノ(だ)ト認メ得ベク假リニ漢字ノ(太)ニ點々ヲ附シタルモノナリトスルモ其ノ前後ノ文字ヨリ見テ濱田光壽ノ得票ト認メ得ベク二(一)ノ(一)ノ下ニ極メテ小サキ點様ノモノアルモ文字ノ筆勢ヨリ見レバ故意ニ點ヲ附シタルモノト認メ難ク何レモ有效ナリ故ニ三上榮壽ノ得票十四票濱田光壽ノ得票十三票トナルヲ以テ三上榮壽ヲ當選者ト決定セルハ適法ナリムノ裁決スルコト左ノ如シ

00635

八、昭和十三年五月二日執行ノ大宮村議員補充選舉會ケル當選效力ニ關スル訴願人ノ議申立ニ對シ昭和十三年五月十九日大宮村會ノ爲シタル決定中投票ノ效力ニ關スル決定ハ之ヲ取消シ當選ノ效力ニ關スル異議申立ハ相立タザル旨ノ決定ハ之ヲ取消スペキ限ニ在ラズ

昭和十五年六月二十六日

鳥取縣參事會

鳥取縣知事 副見喬雄

◆鳥取縣告示第四百九十六號

鷄卵荷造手免許規程第三條ニ依ル鷄卵荷造手資格試験ヲ左ノ通施行ス

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

一、試驗期日場所

昭和十五年七月十二日

東伯郡倉吉町鳥取縣產業組合聯合會々議室

昭和十五年七月十三日

米子市鳥取縣農產物檢查所米子出張所

二、試驗科目

養鷄一般

鷄卵檢查規則並鷄卵檢查施行手續

鷄卵選別貯荷造標準

荷造實地

三、出願手續

志願者ハ鶴卵荷造手免許規程第四條ニ依リ七月十日迄ニ出願スベシ

四、其 他

志願者ハ試験當日午前十時三十分迄ニ試験場ニ出頭スベシ、携帶用具、鉛筆、萬年筆、消ゴム
ナイフ

◆鳥取縣告示第四百九十七號

米穀現在高調查員左ノ通囑託解囑セリ

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

嘱託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
山中英夫	安住惺次	八頭郡智頭町那岐 區	八頭郡智頭町那岐出張所	昭和十五年七月一日
和田仁平治	佐々木正友	氣高郡末恒村	氣高郡末恒村役場	同
長岡輝雄	古川幹夫	日野郡米澤村	日野郡米澤村役場	同
◆鳥取縣告示第四百九十八號				

00637

ノ通公有水面埋立ノ件許可セリ

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

一、埋立ノ免許ヲ受ケタル者

氣高郡松保村大字良田

農業所

氣高郡大鄉村大字良田

松田治

氣高郡同福田治

氣高郡湖山村大字良田村上居、同最ノ谷、同輪ノ内、同間城谷地先
同郡同村字良田野町、同口亂城地先湖山池公有水面

拾八町七段貳畝貳拾壹步

拾八町七段貳畝貳拾壹步

拾八町七段貳畝貳拾壹步

拾八町七段貳畝貳拾壹步

拾八町七段貳畝貳拾壹步

拾八町七段貳畝貳拾壹步

一、埋立ノ面積

水田造成

水田造成

水田造成

(第三種郵便物認可) 七

一、工事着手及竣工期間 昭和十五年七月二日
免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手

着手ノ日ヨリ五ヶ年以内ニ竣工
着手ノ日ヨリ五ヶ年以内ニ竣工

◆鳥取縣告示第四百九十九號
西伯郡幡鄉村大字坂長九百十八番地船橋延三郎ハ昭和十五年六月二十一日牛馬商免許鑑札自宅附近ニテ亡失セルニ付再下付方願出ニ依リ昭和十五年七月三日付左ノ通再下付セリ
依テ昭和九年七月一日付牛馬商免許鑑札號三二一號ハ無効トス

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副 見 爪 雄
一、鑑札番號 再號三二一號

◆鳥取縣告示第五百號
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副 見 爪 雄
一、建築主ノ住所氏名 米子市錦町三丁目五三番地

鳥取縣知事 副 見 爪 雄
田 初 太 郎
一、建築物ノ所在地 米子市錦町三丁目五三番地
五二番地
五四番地

用	途	鐵工所
一、構造種別及棟數	木造亞鉛鍍浪形鐵板葺平家建 木造浪形スレート葺平家建	一棟
一、建築物ノ面積	建築面積 突出セル部分	一四二・一一四平方米 九六・五五五平方米
一、命令事項		

一、本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一、前項ノ存續期限満了ノトキハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一、本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一、知事必要アリト認ムトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第五百一號
因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ左記ノ通生產檢查ヲ施行ス依テ昭和十五年五月二十日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付クベシ

昭和十五年七月五日

鳥取縣知事 副 見 爪 雄

検査期日 檢查場所 檢查區域 牽付時間
鳥取縣公報 第千百四十五號 昭和十五年七月五日 (第三種郵便物認可) 九

00639

00638

00640

七月十二日

同 日

七月十三日

同 日

七月十六日

同 日

七月十七日

同 日

七月十九日

同 日

七月二十日

同 日

七月二十一日

同 日

七月二十二日

同 日

七月二十三日

同 日

七月二十四日

同 日

七月二十五日

同 日

七月二十六日

同 日

七月二十七日

同 日

西伯郡名和村檢診所	同 上長田村役場前	光德村檢診所	同 東長田村役場前	同 逢坂村檢診所	同 法勝寺村家畜市場	同 庄內村茶烟檢診所	同 大國村役場前	同 所子村檢診所	同 天津村檢診所	同 高麗村檢診所	同 賀野村檢診所	同 手間村檢診所
-----------	-----------	--------	-----------	----------	------------	------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

名和村御來屋町	上長田村	光德村	東長田村	逢坂村	法勝寺村	庄內村	大國村	所子村	天津村	高麗村	賀野村	手間村
---------	------	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

午前九時												
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

大山林豐房	幡鄉村	大山村	大山村	大山村	高麗村	賀野村	手間村	大庄村	天津村	高麗村	賀野村	手間村
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

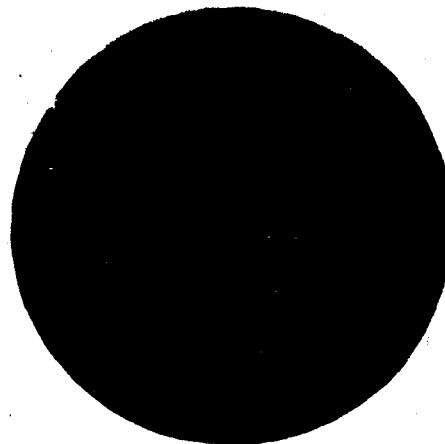
今在家前豐房	内平、富士内坊領、佐摩	大山村ノ内平、富士内坊領、佐摩	大山村ノ内ノ種原	所子村	庄內村	大國村	所子村	天津村	高麗村	賀野村	手間村
--------	-------------	-----------------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

午前九時											
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

大山村	幡鄉村	大山村	高麗村	賀野村	手間村	大庄村	天津村	高麗村	賀野村	手間村	大庄村
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

今在家前豐房	内平、富士内坊領、佐摩	大山村ノ内平、富士内坊領、佐摩	大山村ノ内ノ種原	所子村	庄內村	大國村	所子村	天津村	高麗村	賀野村	手間村
--------	-------------	-----------------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

事變特報



堅忍持久
盡忠報國
舉國一致

彙

報

第六十一號

七月三十日	同	餘子村役場前	餘子村、上道村	午前	八時
七月三十一日	同	縣村役場前	縣		
八月一日	同	大篠津檢查所	大篠津村、中濱村		
八月二日	同	大幡村家畜市場	大幡村		
八月三日	同	米子市加茂出張所前	米子市加茂出張所		
		西伯郡春日村檢診所	春日村		
		米子市福米出張所前	米子市福米出張所		
		米子市家畜市場	米子市家畜市場		
		西伯郡大山村赤松	大山村赤松		
		米子市福生、福米出張所管内	米子市福生、福米出張所管内		
		米子市加茂出張所管内	米子市加茂出張所管内		
		大山村ノ内赤松	大山村ノ内赤松		
		午前	午前	同	
		九時	九時	同	

目

- 支那事變勃發三周年 (時局課) 一五頁
 工業の發展と農村 (商工課) 一七頁
 昭和十五年度増産計畫 (農產課) 二四頁
 漁村の現勢と自肅の要 (水產課) 二七頁
 昭和十五年鳥取縣菜種豫想收穫高 (統計課) 二七頁
 水稻施肥基準實踐上の注意 (農產課) 二八頁
 第二回船員職業能力申告について (職業課) 二九頁
 紀元二千六百年記念會紋章 (知事官房) 三一頁
 本年第一次滿蒙開拓青少年 (社會課) 三一頁
 夏と子供の養育上の注意 (衛生課) 三二頁
 滿洲國依吉密開拓團徵援作業班の編成 (規畫課) 三六頁
 少年團指導者實習所開設 (社會教育課) 三七頁
 軍事普及講演並映寫の會 (社寺兵事課) 三九頁
 兒童映画筋書懸賞募集 (社會教育課) 三九頁
 文化映画筋書懸賞募集 (社會教育課) 三九頁

守れ安全く輝く日本

支那事變

勃發三周年



来る七月七日を以て支那事變はこゝに第三周年を迎へるに至つた。顧れば昭和十二年七月七日、蘆溝橋に起つた支那兵の暴舉は遂に今次事變を誘發するの因となり、爾來陸海空の我が忠勇なる將士の獻身的奮闘に依つて全支は殆んど完膚なきまでに擊碎せられて、蔣政權は四川の奥地にわざかに餘喘を保つに過ぎず、汪精衛氏を中心とする支那中央政府は成立して東亞新建設の聖業に協力せんとし、事變は今や完全に其の處理の階程に入つてゐるのであるが、しかし昨年起つた歐洲の戰亂は獨軍の果敢なる行動によつて遂にパリ陥落佛國媾和にまで進んだと

は云へ、その前途は暗雲低迷して未だ容易ならざるものがあるを思はしめ、延いてその東亞に及ぼす影響も亦豫斷を許さないと考へねばならず、支那内地の皇軍占據地域内にも尙五、六千万の兵匪が潜伏して、これに未だ反日の迷夢醒めざる地方自衛團を加ふれば優に百万に達すると推定されてゐるから、その掃蕩も蓋し多難と云はねばならぬ。

しかも我が國內の必需物資は素より聖戰完遂に障礙を與へる悶れはないとは云へ、將來尙久しきに亘る經濟戰の上から考へるとき日滿支プロツク經濟の自營完成に至るまでは、國民の自肅自省による非常なる緊縮生活の必要が益々切實となつて來るのである。

斯の如くにして今や内外の情勢益々多端なるに鑑み、吾々は茲に事變勃發三周年を迎へて愈々戰時意識を徹底し、舉國一體億兆一心、毅然としてこの重大時艱を克服するの國民的決意を固うして、吾人の日常生活を戰時生活としての緊張に推進し、吾々現代に生を享けた日本人と

しての名譽と責任とに依つてこの東亞新秩序建設の國家的大使命に邁進しなければならないことを痛感する。

惟ふに本年は意義深き紀元二千六百年に相當し、二月十一日の紀元節佳辰に當つては特に畏き詔書を下し賜ふたのである。我等縣民はこの事變第三周年に當り、この輝かしき紀元二千六百年と今次聖戰の意義を更に徹底確認して勇往不退轉の覺悟を堅うし、曩に支那事變一周年に賜つた勅語と、今回の紀元二千六百年紀元節に賜はりたる詔書の聖旨を奉體して、この時局に對處して至誠奉公、以て上御一人の歎慮を安んじ奉り、將來の國威發展東亞安榮の基を確立することを期せねばならない。

本縣では即ち右の趣旨を縣民に徹底せしめてその決意を鞏固ななしむるため、来る七月六日より八日までの三日間を記念行事期間とし、次の如き具體的實施事項を定め、これを縣下各機關に配付してその實行を期待してゐる。

一、記念行事期間實施事項

- 1 祈願祭の執行
- 2 講演會の開催
- 3 歸還將士を圍む記念會の開催
- 4 傷病將士の慰問
- 5 出動將士遣家族の慰問
- 6 慰問袋、慰問文の作製發送
- 7 勤勞奉仕の實行
- 8 其他適切なる行事（模擬戰演習又は武道大會、耐熱行軍等體力鍛錬の實施）

四、實施上の注意事項

イ 實施事項の實施に當りては農繁等の關係を考慮し地方實情に適應するやう考慮すること
ロ 各行事の實施に當りては質素を旨とし、紀元二千六百年の嚴肅なる意義をも感銘せしむるやう立案すること。
ハ 各種常會の申合等に依り、趣旨の徹底並に實績向上に努力すること。

- 1 七日には全縣一齊に國旗を掲揚すること。
- 2 七日には正午を期し、全國民は各自その所住に於て戰歿將士の英靈を追悼し、出征將士の武運長久を祈念すること。この爲同時刻にはラヂオ放送、サイレン、鐘等を用ひ、周知方法を講ずること。
- 3 七日には市町村、官公署、學校、各種團體會社、銀行、工場等に於ては、支那事變一周年に方り下賜せられたる勅語並に紀元二千六百年紀元節に方り賜はりたる詔書の捧讀式を舉行すること。
- 4 戰時生活を實踐し、銃後後援を強化し、且戦時下國民の士氣を昂揚する爲強調事項に則り實施例を斟酌し、三日間に配當して適宜の催しを自發的に實施すること。

二、強調事項

- △ 節米實踐
- △ 銃後後援強化
- △ 増產獎勵
- △ 資蓄實行



工業の發展と農村

△ 近時工業の急進

今次の支那事變は我國に於ける産業界に對して實に急激なそして莫大な變化を來してゐて、これを人的資源の方面からのみ見るも近代の日本の大經驗であつた日露戰爭に於ては戰前の明治卅六年から戰後の同卅八年に至る間に於て、農商務省統計表に依れば、職工及び徒弟十人以上を使用してゐる工場の職工數は四十八万四千人から五十八万八千人、即ちこの間に十万四千人の事變に當つては事變當初の昭和十二年末の職工總數二百九十四万人が、一年後の十三年末に

は三百二十万人となつて、實に僅々一ヶ年にし
て二十六万人の増加となつてゐるのである。

顧るに日露戰爭に於てこのやうに日本の産業
界に與へた影響が僅少であつたと云ふ原因は一
つは當時の戰争が主として兵力のみの戰であつ
て、武器の使用が甚だ現時に比べて少かつたと
云ふことと、今一つは日露戰爭當時に於てはこ
の僅少なる武器も多くを海外からの供給に仰ぐ
ことが出来たといふことに基いてゐる。

然るに現今の戰争は單なる兵力と兵力との戰
でなく、武器に於ても戰車飛行機等を初め非常
な進化をしてゐる上に、これ等の軍需生産ば
かりでなくその必要な原材料も生産せねばなら
ず、これを輸送する船舶車輛の必要も夥しいも
のであるが。これ等のすべては日露戰爭當時の
やうに外國から輸入を仰ぐ事が出來ないので全
部國內で生産しなければならないばかりでなく
その原材料を外國から輸入しなければならぬか
ら、その費用を賄ふ爲の輸出品製造工業をも出
来るだけ維持し發展させなければならぬので

即ちこの期間に於ける職工數の増加を重化學工
業と輕工業とに區別して見ると、輕工業が二十
萬人に過ぎないのに對して重化學工業の職工數
は實に百十五万人の多きに及び、この期間の職
工增加の九〇%近くまでが重化學工業の發展に
基いてゐることを示してゐる。

そしてこの重工業及び化學工業の急激なる膨
脹發展によつて、日本は今や從來の輕工業國か
ら重化學工業國に轉移しようとしてゐる。滿洲
事變の起つた昭和六年は、日本の工場に於ける
職工總數で輕工業に屬するものは百十四万六千
人であつた。然るに重化學工業に屬するものは
僅かに四十九万七千人で、重化學工業の職工數
は輕工業の半分に満たなかつたのである。これ
は當時の日本が紡績・織物工業と雜貨工業を中
心とする全き輕工業國であつたことを立證して
ゐるが、それから七年経つた昭和十三年には、重
工業の職工數は實に百六十五万人を算して輕工
業をはるかに凌駕するに至つてゐるのである。

△ 重化學工業と男子青年

以上の理由によつて現在の日本の産業界殊に
工業生産の急激なる昂進が如何に甚しいかゞわ
かるわけであるが、この傾向は實に滿洲事變の
頃から始まつてゐる。今明治初年以來の職工增
加の状況を考へて見ると、明治以來今事變に至
る七十年間に於て三百七十万人の職工增加を來
してゐるのであるが、このうち滿洲事變以後に
於ける増加は百四十三万人であつて、明治初年
からの増加の四四%に達してゐる。このことは
明治初年から滿洲事變に至る六十四年間の增加
と、ほど等しい増加を滿洲事變後七年間になし
遂げたと云ふことを物語つてゐるものである。

△ 重化學工業の發展

これは勿論驚くべき急激なる工業の發展を示
してゐるものであるが、しかしそれよりもなほ
一層驚くべきは、この滿洲事變以後の工業の急
激なる發展が、殆どすべて重工業と化學工業と
に於ける職工數の增加である。

元來我國の工業は前にも云ふやうに輕工業を
中心としてゐた關係から、女子の從業員がその
大半を占めてゐたものであつて、前の世界大
戰後の大正八年には工場職工總數約百三十二萬人中
その五四%八十七萬人が女子であつた。またそ
れから十二年を経た昭和六年にも職工總數百七
十六萬人中五一・四%の九十一萬人が女子であ
つたのである。然るに支那事變第二年の昭和十
三年には女工數が百二十一萬八千人となつたの
に對して、男工數は百九十九萬八千人となつて
男工の方が女工の數よりも七八十八萬人も多く、
この間に於ける職工數の增加百四十三萬人の八
〇%までが男工の増加となつてゐるのである。

然るにこの男子の増加中で最も増加してゐる
ものは男子の中でも特に年若い青年男子の増加
である。内閣統計局で三年毎に調査してゐる勞

勵統計實地調査によると、昭和五年と昭和十一年とを比較して見ても、この六年間に男工の數は六十二萬七千から百一萬人になつて三十八萬三千人を加へてゐるが、この増加を年齢別に見るとその中の約十萬人は二十歳未満、十七萬五千人は二十歳臺の青壯年者である。即ちこの期間の職工增加數の七一・五%が年齢三十歳未満の青壯年者であつたことを示してゐる。そこで昭和六年から十三年までの七年間に増加した職工五人以上を使用する工場の男工數百十三萬九千人に右の割合を掛け合せて見ると、この七年間に新に増加した三十歳未満の男子勞務者の數は實に八十一萬五千人の多きに上り、二十歳未満のものだけでも約三十萬人の多きに達することになる。

△ 青年の都市集中

このやうな工業の發展、工場工業の發展といふことを考へると、これは多くの場合國民の都市集中といふことを意味することになる。工業

が必ずしも都市にのみ集中するとは云へないけれども、近代工業の實情はどうしても都市に於て發展する傾向にあり、從つて近年に於ける工業殊に重工業化學工業の發展といふことは當然夥しい青少年男子の都市集中を來すことを豫想せねばならないのである。

軍需工業を中心として重工業及び化學工業を急速に盛んならしめねばならぬといふことは、日本が當面してゐる現實に於て絶對に必要なことであり、そしてそれに伴つて夥しい農村の青少年が都市に集中すると云ふことは實にやむを得ないことであると云はねばならぬ。

しかしそれと共にこの青少年の都市集中といふことが種々の好ましからぬ害惡を伴ふことも見逃してはならない。

その第一は農村の活動力の低下である。最近日本の農村は都市の幼稚園であり養老院であるといはれる。實際農村に於ける人口の年齢構成を見ると青年層の割合が非常に少くなつてゐる。青年は實に社會進歩の源泉である。其の青年が

減少に拍車をかけることになるのである。
かくて産業に於ける國防體制の強化が人的資源に於ける國防力を弱める危險性を内藏してゐるといふことは、識者の充分考慮してこれが對策に努めなければならぬ肝要な問題である。政府に於てもこれに對して種々計畫し施設せられてゐることは多いのであるが、都會に出て行く青年も、農村に殘る人達も、この重大事實について十二分の留意を怠つてはならない。

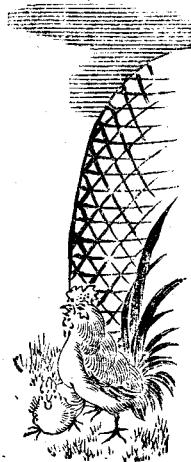
農村に少くなると云ふことは、農村經營の進歩を鈍らしめる一つの重大な原因となる。日本産業の隆昌の爲、特に時局に伴ふ重要な大業達成の爲とは云へ、農村青年の都市集中によつて農村の活動力を低下するやうであつては國家の重大事である。吾人は青年なき農村の慘禍に對して充分なる警戒と用意を必要とするのである。

第二は國民體位の低下である。從來農村に働いてゐた青少年が都市に集中することによつて體位の低下すること、特に結核に對して最も鋭敏な時期に於て、しかもこれまで農村にゐて結核に對する抵抗力が極めて劣弱である青少年が、これに感染する危險性の多いことは屢々語られる處であり、現に都會に出て結核を得て田舎に歸り、病床の人となる例は余りに吾人の耳に近い。

戸毎に日の丸

手に／＼ 債券

第三に青年の都市集中は我國の人口問題に影響することが多い。青年が家を離れて都市に生活する結果は結婚年齢の遲延を誘致することになるため、且つ前段の體位低下も手傳つて人口



昭和十五年度 本縣增產計畫

〔五〕

近時の食糧事情から考へる時は、大麥小麥裸麥共その需要は益々増大して來るので、今後充

麥

郡市別	大麥		
	十五年收穫 作付面積	十四年收穫 作付面積	同上增減
市	町	大	
鳥取市	三〇町	三、四	△
子	二八、三	五、一	△
鳥	三、一	四、一	△
米	一〇〇	一〇〇	△
鳥	一七、三	一七、一	△
取	一六、八	一七、一	△
市	二九、六	三〇、三	△

岩	八	氣	東	西	日	野	伯	高	頭	美	郡	郡	郡	郡	郡	郡	計
											二四八、三		二三一、八	三九、九	二五三、五		二四六、三
												二三一、八	二三三、八	二三〇、四		二二九、九	二二八、六
												二三〇、四	二二九、九	二二八、六	二二七、一	二二六、五	二二五、三
												二二七、一	二二六、五	二二五、三	二二四、二	二二三、一	二二二、九
												二二六、五	二二五、三	二二四、二	二二三、一	二二二、九	二二一、八
												二二五、三	二二四、二	二二三、一	二二二、九	二二一、八	二二〇、七
												二二四、二	二二三、一	二二二、九	二二一、八	二二〇、七	二一九、六
												二二三、一	二二二、九	二二一、八	二二〇、七	二一九、六	二一八、〇
												二二一、八	二二〇、七	二二九、六	二二八、五	二二七、四	二二六、三
												二二九、六	二二八、五	二二七、四	二二六、三	二二五、二	二二四、一
												二二八、五	二二七、四	二二六、三	二二五、二	二二四、一	二二三、〇
												二二七、四	二二六、三	二二五、二	二二四、一	二二三、〇	二二二、一
												二二六、三	二二五、二	二二四、一	二二三、〇	二二二、一	二二一、〇
												二二五、二	二二四、一	二二三、〇	二二二、一	二二一、〇	二二〇、〇
												二二四、一	二二三、〇	二二二、一	二二一、〇	二二〇、〇	二一九、九
												二二三、〇	二二二、一	二二一、〇	二二〇、九	二二一、八	二二〇、八
												二二二、一	二二一、〇	二二〇、九	二二一、八	二二〇、七	二二〇、六
												二二一、〇	二二〇、九	二二〇、八	二二一、七	二二〇、六	二二〇、五
												二二〇、九	二二〇、八	二二一、七	二二〇、六	二二〇、五	二二〇、四
												二二〇、八	二二〇、七	二二一、六	二二〇、五	二二〇、四	二二〇、三
												二二〇、七	二二〇、六	二二一、五	二二〇、四	二二〇、三	二二〇、二
												二二〇、六	二二〇、五	二二一、四	二二〇、三	二二〇、二	二二〇、一
												二二〇、五	二二〇、四	二二一、三	二二〇、二	二二〇、一	二二〇、〇
												二二〇、四	二二〇、三	二二一、二	二二〇、一	二二〇、〇	二一九、九
												二二〇、三	二二〇、二	二二一、一	二二〇、〇	二一九、九	二一九、八
												二二〇、二	二二〇、一	二二一、〇	二二〇、〇	二一九、九	二一九、八
												二二〇、一	二二〇、〇	二二一、〇	二二〇、〇	二一九、九	二一九、八
												二一九、九	二一九、八	二二〇、〇	二二〇、〇	二一九、九	二一九、八

小麥については政府で事變前から自給自足の方針を樹て、九百五十萬石の内地生産で間に合つてゐたのに、事變後内地の小麥を圓ブロックに廻して外麥の輸入を制限した爲、昨年は一千百萬石の増産計畫を樹てられたのであるが、本年は昨年夏の端境期の模様を考へて一千三百萬石を計畫されてゐるのである。よつて本縣では基準數量二萬五百八十四石に對して増産數量二萬八千六十九石を計畫し、計五萬七千六百五十

三石の收穫を期して播種期等を考慮の上郡市別生産割當をする筈であつてこれが増産施設としては

- 昭和七年以來實施せる各種獎勵施設
- 病蟲害の防除獎勵
- 可耕休閑地に於ける栽培面積の擴張

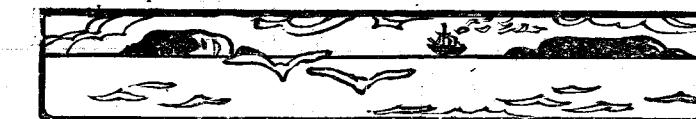
が計畫されてゐる。農家各位に於ては今秋の作付に當りてその面積の增加、及び肥培管理に留意して一層反當數量の増加を圖りて増産するや

ばならない。

大麥と裸麥については政府に於て特に増産計畫を樹てられてゐないが、本年は兩者を通じて約百萬石の増産を期待せられてゐるから、本縣に於ても一層の努力をせねばならない次第である。今後に於て政府で割當でられた際は直に本縣に於ける增産計畫を樹立して郡市町村に割當する豫定である。今大麥裸麥の本縣に於ける作付面積及び大麥の供出豫定數量を記せば次の通りである。

う努められたい。本年に於ける小麥作付面積は次の通りである。

郡市別	昭和十五年		同 收穫小麥作付面積
	收穫小麥作付面積	昭和十四年	
鳥取市	四六、六町	四三、六町	五〇町
米子市	二九、五	一〇三、〇	八五、八町
岩美郡	二九、〇	一〇三、〇	七七、四町
八頭郡	三六、一	一〇三、七	七〇、八町
氣高郡	三五、二	一〇三、七	七〇、八町
東伯郡	一、三六、七	一、三七、九	三五、九町
西伯郡	一、五三、八	一、三七、九	一、六
日野郡	三、九〇、〇	三、〇八、一	八三、三
計	一三六、一	一、三七、九	



△ 經濟情勢はたゞへ戦争でなくとも常に變化する。經濟は抽象的な生命を持つ一つの活動体である。それが戰争となると戰争目的のため經濟の全面を動員しなければならないのである。從つて經濟界の具体的様相はともに動員体制を布いたが、それ以來經濟体制は常に進軍してゐるのである。從つて經濟界の具体的様相は大陸に於ける占領地の擴大と共に變貌せざるを得ないのである。

この變化は漁村と雖もこれから除外される筈はない。かつて漁村は社會よりの立遅れと經濟の窮乏がつきもののやうになつてゐたのであるが、今日の漁村は少くとも今までの古い

觀念を以て論することは出來ない状態にある。
△ 従來漁村は所謂原始產業として社會的關心の域外に置かれ勝であつた。殊に漁村と名づけられる多くが、沿岸の個人的營業に依存してゐた結果其の經濟的水準も極めて低く、従つて漁村もまた社會的に低い水準において認識され勝であつたのである。云ひ換へれば高度に發達した經濟組織の社會に於ては、漁村は封建的生活様式を脱しきれない社會の如く見られてゐた感があつたのである。

然るに事變の國家の總力を擧げて大陸に邁進しなければならない情勢に伴つて、漁村もまた國家總力の一翼として空前の大戰に參加したのであるが、この機會に漁村は偶然にも從來忘れてゐた其の獨自的重要性を昂揚する好運に恵まれたのである。

即ち戰爭は限りなき人的資源と物的資源とを要求するが、漁村が優秀なる人的資源の供給地

であることは事變によつて明確に立證せられた。農山村の青少年に比べて漁村の青少年の体位が著しく優れてゐることは徵兵検査の成績によつて既に證明せられてゐる。殊に今回の事變に際しては多くの皇軍將兵を大陸の戰野に送つて興亞建設戰の第一線に活動せしめてゐるが、さらに銃後に於ては多くの青少年を都會や軍需產業方面に動員して、銃後經濟戰に於ける人的労力資源の重要な地位を占めてゐるのである。

さらに戰時食糧問題の觀點からして、漁村に於ける生産物、即ち魚類及び其の製品は從來からも我が國民の必需食料として重要視されてゐたのであるが、事變以來に於ける人的資源の培養、特に國民體位向上的點からも社會的の關心が向けられ、また最近に至つては米穀配給の缺陷からもその重要性が深められて來てゐるのである。

さらに戰時經濟政策の上から外貨獲得は我國の最重要國策となつてゐるが、水產物及びその製

品は輸出上に於ける地位を一段と昂め、輸出部門に於て重要な地位を確保してゐるのであつてこの點から考へて漁村は水産物の重要な生産体として今日たしかに見直されるに至つてゐるのである。

△

右のやうな經濟事情からと、一面物價高の一環として現れた魚價高によつて漁村はすばらしい好況に恵まれてゐる。かつて漁村問題を語る毎に先づ考へられた經濟の窮乏は、過去に於ける漁村の姿となつたと云つてよい。或はかうしたことは一部の漁村に現れた局部的現象であるとの異論もあるかも知れぬが、しかし今日の漁村は其の生産上の條件に應じて大なり小なり魚價高の好景氣に見舞はれてゐることは否定出来ない事實である。

△

しかし反面に於てこの傾向については漁村として大いに警戒を要する事柄として考慮されねばならない。

元來漁村は農村と異つて根本的に性格が相異なる。農村は種子を蒔いてその生長を待つといふ悠久さがあるが、漁村は森々たる海洋で所有主のない穫物を一舉に漁獲するのであつてそこに人間の自由競争といふものの端的な露呈があると共に、農村の悠久さに較べて漁村は徹頭徹尾剝那的である。

又一面、農村は現金を扱ふことが少いが、漁村では漁獲物を右から左に賣買するから常に現金の動きが生活に伴ひ、從つて漁村の生活には比較的恒久性がなく、口腹の慾が先になつて勢ひ漁民の趣味が低下し、それが漁民の短所や缺點を生む原因となる。

△

漁民の長所の一つは勇猛果敢なことであるが、天然資源に依存する關係から物を工夫する力と向上心に乏しい缺點があり、斯うと粗ひをつけ何處までも精進する意氣、即ちがんばりが足りない通有性がある。

遭難者の死体が發見されない時など出漁を休



昭和十五年鳥取縣 菜種豫想收穫高

本縣では今年の菜種豫想收穫高を六月一日現在を以て調査したが、其の結果は一萬三千石

であつて前年の實收高の一萬五千四百六十六石に比べると二千四百五十六石(一割五分九厘)の減少を示してゐる。

蓋し本年の菜種作は移植以來氣候が概ね適順であつて、雪害等も少く病蟲害も亦僅少であつたが勞力や施肥等の不足に依つて前記の如き減收を見るべき豫想である。尙各郡市別を示すと次表の如くである。

△
んで五日も一週間も搜索に従ふ。悲しみを共にすることは到底農村の比でないが、それが反対に樂しみを共にするとなるとがらりと變つて、他人の成功を喜ばず、新方法による漁撈が試みられるときなどこれを嫉視するやうな風も見受けられることがある。凶事の折の共助が進んでも全面的な眞の一致團結にならねば駄目である。

△
漁村は今や人的資源の點から云つても、また物的資源の點から云つても、またに惠まれてゐる點も夥しいのであるが、その反面に於て反省すべき部分もまた實に多い。漁村の指導者はもとより、漁民の時局下に於ける自覺反省は農山村民と異つた方面に於て、又考慮せられねばならぬものが多いことを忘れてはならぬ。

總數	收穫高	實收高	增減	較較
二三、〇一〇	石	一五、四六六	△二、四五六	石

鳥取市	四二四	四三〇△	六
米子市	二九八	二九三	
岩美郡	二五七	三八六△	五
八頭郡	五四二	一二九	
氣高郡	五四五	三五四	
東伯郡	一、三四五	八九六△	
西伯郡	一、八一九	九、一二九△	三五
日野郡	九四	二、九三〇△	八九八
		一、一一一	三五
		九二	二

肥基準を設定したが、此の施肥基準は農事試験場に於て縣下各市町村の肥料配給状況に應じ、同市町村に於ける施肥の慣行及び試験成績を參照して設定したもので、從來の耕種改善規準を更に一步進めたものである。

此の施肥基準（各市町村農會に配布）は縣下二十地域に分つて設定されたものであつて、特に之が實踐に付て考慮すべき點を擧げると次の通りである。

一、施肥基準に於て考慮せる重點

硫安の追肥 市町村に割當られた少量の硫安（本期に於ては縣下水稻一反歩に對し平均二、九九六匁、之を半量配合肥料として配給する）の効果を最高度に發揮せしめるには追肥として活用し、肥切れ、所謂秋落ちの現象に依る收穫減を防止することを主眼としたものである。

イ 第一回追肥 一番除草の際に追肥（此の期に於ては根の活着、新根の發生を見肥料の吸收期に入る）して土壤よりの流亡を防ぐ。



水稻施肥基準

實踐上の注意

縣では現下の肥料事情に對處するため水稻施

ぎ肥効を高めること。

ロ 第二回追肥 二番除草の際に追肥有効分

蘖時（落葉時）の肥料の吸收が最も盛んなる時に施用して之が促進をなすこと。

ハ 穂 肥 砂土其の他土質の關係から秋落ちのする所に於ては、七月下旬乃至八月上旬の穂の形成期に速効性窒素を供給して穂の稔實向上を圖ること。

二、追肥に付て考慮すべき點

イ 施用分量を過らぬこと。追肥の分量は硫安二貫乃至二貫五に止め（第一回第二回の合計）て多施しないこと。多肥は稻熱病發生の虞れがある。

ロ 石灰窒素、硫安等を以て基肥に所要量を施用したものは追肥しないこと。

自給肥料の施用

土地の状況に應じて可及的多量の自給肥料を施用すること。

第二回船員職業

能力申告について

船員、職業能力申告令は昭和十四年一月三十日勅令第二十三號を以て公布され、その施行規則も同日付遞信省令第二號を以て公布されてゐるが、この申告は何の爲に行はれるかと謂へば、戰爭が起つたときとか今度の様な事變のとき我國全船員の力を最も能く役立たせる爲には、その用意として申告義務者の持つてゐる職業能力（いざと云ふとき船員としてどんな仕事がやれるかと云ふこと）を平常から管海官廳へ申告させておくことが必要であつて、國家總動員法第二十一條の規定に基いて船員の職業能力に關する事項の申告及び、その職業能力に關する検査をするのである。

而してどんな人が申告の義務者であるかと謂へば、男女の別、年齢の如何を問はず内地、朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に居住する日本臣民で次の何れかに該當する者は申告義務者である。なほ國民職業能力申告令に依つて既に申告した者でも左の何れかに該當してゐれば、更に本令に依る申告義務があるのであるから注意を要する。

1 海技免狀を有してゐる者

遞信大臣の指定する船員養成施設に於てその課程を修了したる者で修了後三年を経過しない者及び右の期間内船員法第一條に規定する船員（船員法第一條に規定する船員とは、いはゆる登簿船で沿海區域以上の航行區域を有する船舶に乗組中の者をいふ。但し三十噸未滿の漁船の乗組員を除く）として船舶に乗組み一番最後に乗つた船舶を下りてから未だ三年を経過してゐない者

（註）右船員養成施設として現在左の四箇所が遞信大臣から指定されてゐる。

ハ 同

若松普通海員養成所
横濱普通海員養成所
大阪普通海員養成所

イ 社團法人日本海員掖濟會
同

本令に依る申告義務があるのであるから注意を要する。

申告は毎年一回七月一日現在に依つて同月十五日までに所定の申告事項を居住地を管轄する管海官廳に申告するのであつて、その用紙は遞信局海事部、同出張所、船員法事務取扱市町村役場又は海事團體より交付を受けて申告するのであるが、もしこの申告を怠ると國家總動員の法罰則規定に依つて五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處せられる。

3 船員法第一條に規定する船員として一年以上船舶に乘組んだ經驗のある者で最後に乗つた船舶を下りてから未だ三年を経過してゐない者



紀元二千六百年 記念會紋章

紀元二千六百年奉祝會は内閣に祝典事務局を置いて政府決定の紀元二千六百年奉祝記念事業

の施行を擔當し

及び國民教化の

諸事業に從事し

てゐるのである

が、今回上圖を

同會紋章として

廣く用紙や器具

その他の物品に使用することとし、特許局の諒承の下に一般の濫用を防ぐことになつてゐる。



本年第1次満蒙開拓 青少年義勇軍鳥取中隊の渡満

昭和十五年第一次満蒙開拓青少年義勇軍鳥取中隊は、本年三月編成せられて、十四日鳥取驛を勇躍出發し日下茨城縣内原訓練所に於て所定の訓練を受けてゐるのであるが、三箇月間に亘る訓練も此の頃終つて中隊長加藤律氏（米子市出身）引率の下に愈々鐵の戰士として晴れの渡満をすることがとなつたので、その途次來る七月十日前十時四十二分鳥取驛着、なつかしき鳥取市に一泊することとなつた。

而して十日には一同打ち揃つて護國神社に参拜し、曩の満洲事變及び今次の支那事變に於ける先輩の忠靈に親しく祈念を捧げ、それを終つて副見知事の訓示、記念品の授與があつてそれより鳥取公設グランドに於ける副見知事の閱兵後各父兄と久々振りの面會をなして同夜は上町公會堂に宿泊することとなつてゐるが、翌十一日は午前七時三十分鳥取驛發下關行列車で満渡

するのである。同日驛頭では知事及び庄司部隊長が激勵の辞を述べ、大いにその行を壯ならしむることとなつてゐる。

夏と子供の

養育上の注意



夏は子供を育てる上に一番大切な時である。先づ第一に心掛けねばならぬことは皮膚と呼吸器を鍛へることで、特に皮膚や呼吸器の弱い者即ち冬になると風邪を引き易かつたり直に扁桃腺を腫らしたりするやうな子供は夏の間に烈しい日光、潮風や海水、新鮮な空氣或は冷水摩擦等で頑丈な体を作ることが大切である。

併し夏は一体に体の機能が弱つてゐて一番病氣になり易い時であるから、筋骨の鍛錬運動には餘程注意してやらなければ却つて惡結果を齎すことになるので、一方には積極的に体を鍛へると同時に、他方には消極的によく氣を付けて病氣に罹らぬやうにしなければならぬ。

の原因もないのに聲が嗄れるとか、眠さうな目付をして一つ所を見詰めたり、時々發作的に身をもがくやうなことがあつたら授乳を止めて醫師に相談する必要がある。更に母親に脚氣があつた場合子供が脚氣になるとは限らぬのであるから素人考へで乳を止めることはよくない。母乳を止めることは大問題であるから斯う云ふ場合にも醫師に相談するが宜い。

人工栄養として一般に牛乳を飲ませるのであるが、新鮮で且つ清潔であることは勿論であつて、夏は多少胃の働きが弱つてゐるから、消化をよくするために生後三ヶ月までは三分の一に重湯で薄めた牛乳を一回に百グラムから百五十グラム、三ヶ月から五ヶ月までは等分の牛乳を百五十グラムから百七十グラム、五ヶ月位までは三分の二の牛乳を百七十グラム、それ以後は全乳を大休三時間乃至四時間毎に飲ませるのである。

尚ほ夏の離乳は、乳児の胃腸の働きが衰へて

殊に乳児は夏が一番胃腸病に罹り易いのであるから、母乳以外の牛乳や乳製品、重湯等で育てた乳児が消化不良症に罹つた場合には、最も注意しなければならない。

之が原因は大抵皆飲み過ぎであるから乳をやたらに飲ませるのは禁物であつて、乳はどうしても時間を定めて少くとも三時間置き位に飲ませなければならない。併し三時間経つたからと云つて寝てゐるものを持ち起してまで飲ませる必要はなく目が覺めてから飲ませば宜いのである。

子供が泣くのは空腹のために泣くのだと考へて乳をやるのは非常に危い。子供が泣くのは空腹を訴へると同時に水を欲しがつて泣くことがあるから、授乳時間でない時には先づ普通の湯の冷やしたものを持ち歩くと同時に水を欲しがつて泣くことがあるから、授乳するときには死ぬことがあるから、定時に授乳しても尚ほ度々乳を吐くとか、風邪も引かず何の懲戒つて置けば宜い。

又母乳で育てる場合に注意を要するのは乳兒脚氣であつて、子供に異常があるのに氣付かず授乳すると死ぬことがあるから、定時に授乳しても尚ほ度々乳を吐くとか、風邪も引かず何

消化不良症を起し易く乳以外のものは危険が多いから、秋の十月か十一月に延ばして夏中は離乳しないやうにすべきである。

子供は夏屋外で終日遊び廻り、甚しく空腹して暴飲暴食に陥り易いから、適當に節制して新鮮な消化のよいものをやることが肝要である。普通やつてよいものは馬鈴薯、里芋、甘藷、南瓜、冬瓜、波菜草、人胡蘿蔔其の他豆腐、麸類等である。果物はよく熟した新鮮なものを適量にやり、菜葉はビタミンを澤山含んであるから新鮮なものを適當に調理して食べさせ、魚は小魚が纖維が細かくて消化し易いから鰯、鰆、アイナメ、キス等を余り煮過ぎないやうにし、刺身なら煮湯を通して、又肉類は余りやらぬ方がよいが、やるなら挽肉としてやるか煮過ぎないやうにしてやるが宜い。

間食は空腹を緩和し、食事の際暴飲暴食を防ぐことになるから、午前の十時頃と午後の三時頃に適量に與へるが宜いが、キャラメル、ドロ

ツブ、豆等は是非止めなければならぬ。子供に食べ物をやる場合には先づ親が毒味して新鮮であるかどうかを確かめる必要がある。夜食は早く済して腹一杯食べさせないやうにし、寝るまでに多少の時間を置くやうにしたい。

夏は特に水を欲しがるものであるから必ず一度煮沸して飲ませなければならぬ。水を飲ませることは必要なことであるが、併し飲み過ぎると危険であるから適量を與へる必要がある。麥湯や番茶の冷やしたものは酸酵が早く腐敗し易いから前日のものは決して飲ましてはならない。

□
着物は軽い薄いものを用ひて自由に運動が出来るやうにする。ひ弱な子供を除いては胸と腹の部分を被へば澤山であるが、胃腸の弱い子供には腹巻をさせるがよい。度々洗濯をして汗に濡れたものを着せないやうに心掛ることは云ふまでもない。

寝巻はゆつたりして窮屈でないものを選び、

とを忘れてはならぬ。体の弱い子供は樹陰で日光の直射を避け少し慣れてから初めて強い日光に皮膚を曝すやうにするがよい。

更に呼吸粘膜の鍛錬は深呼吸に優るものはないから、朝又は夕方森林の中、或は海邊に出てオゾンや又は塩分を多量に含んだ新鮮な空気を呼吸させる。さうすると呼吸器の粘膜殊に肺臓等は血液の循環が盛んになり同時に營養が良くなつて強壯になる。併し神經質の子供は大体に海濱は不適當である。それは光線が強く波の音が激しくて安靜と云ふことを得ないからであつて、斯う云ふ子供は山地を選んだ方がよい。

□

一番子供に取つて恐ろしいのは疫痢である。此の病氣は激しい時には十二時間以内に癪れることがあるから、一刻も早く應急の處置を取ることが必要である。此の徵候を見分けるのには子供が何となく元氣がなくグツタリしゴロゴロ寝るとかウトウトするとかしてゐる。又食物も欲しがらず欠伸を盛んにやり、さうして突然三

腹、腰、足を冷やさないやうにし、夜具は軽いものを用ひて子供が轉び出ないやうに注意する。それには簡単な普通の寝巻を着せて夜具の前後兩側をくゝり付けて置けば、夜具を蹴飛ばしたり夜具から轉げ出することはない。

夏は裸になる機會が多いから親は常に身体殊に姿勢に付て注意を怠つてはならぬ。子供には肺結核が多いから肩を後ろに張つて、頸を前に届めず後に反るやうに心掛けさせて猫脊にならぬやう注意し、又脊柱が彎曲してゐたら肺臓を壓し縮めて肺臓を弱くするから氣付いたら早く注意して矯正することに努めなければならぬ。

睡眠は一番良い休養であるから、夜は安樂に熟睡させるやうに心掛けねばならない。晝寝は晝食後三時頃まで室内又は樹陰でさせるのがいいのであるが、余り長い午睡は怠け癖をつけるからいけない。

子供は夏を利用して皮膚を鍛錬しなければならないが、日光直射の下では帽子を冠らせるこ

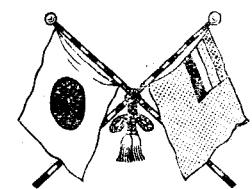
十九度乃至四十度の高熱を出して頭を痛がつたり悪寒のするやうに体をふるはすとか、腹痛を訴へて嘔吐したり下痢をして粘液便を出し、更に激しくなると直ぐに痙攣を起したり昏睡に陥つたりするので斯んな場合は既に疫痢と見て差支へない。

處置としては多量の微温湯で浣腸して大便を出来るだけ早く出すやう心掛け、それでも出なければ下剤を使つて下すやうにする。浣腸の最も良い方法は、浣腸器に微温湯を五合か一升ばかり入れて肛門から挿入し、洗つた水が綺麗になるまで浣腸するのである。下剤はヒムシ油を一度に十グラム乃至二十グラムを飲ませるのであるが、之は嘔吐することがあるから注意しなければならぬ。其の他若し痙攣でも起したら帶を解いて頭と心臓を冷やし、歯ぎしりするやうな時には布か木片を歯の間に挟んでやれば舌を噛むことはない。

疫痢の原因は香の物、豆類、小豆、果物等の不消化物、其の他腐敗に傾いたものを腹一杯食

べた上に寝冷へをするからで、殊に日中非常に暑くて夕方驟雨でも來て急に氣候が寒くなつた場合には特に注意しなければならぬ。此の病氣に罹り易いのは三歳位から七歳位まであるが最も重い疫痢に襲はれるのは四、五歳の子供が多い。之は腸の傳染病であるから大便や吐物を始末して嚴重に消毒しなければならない。

次に恐ろしいのは乳兒の消化不良症である。之は腐敗した乳を飲んだり飲みすぎたために下痢を起し、進んで重い中毒症を起す病氣である。之を其の儘放つて置けば下痢は益々盛んになつて發熱し、吐乳したり嗜眠に傾き或は痙攣を起すやうになる。此の状態が四、五日も続いたら殆ど治らぬものと覺悟しなければならぬ。だから下痢を起して發熱したり乳を吐く等の症状を起したら、家庭で素人療治を加へず一刻も早く醫師にかかりた方がよい。



滿洲國依吉密開拓團

分村分郷計畫を促進すると共に母村並に縣内に於ける對現地認識を深からしめ、後續開拓民の送出、分村と母村との連絡を鞏固ならしめるため、縣では滿洲建設勤労奉仕隊の一別働隊として滿洲開拓應援作業班を編成し、縣と最も密接な關係にある開拓團に派遣することとなつた。此の作業班は、既に多數縣民の入植を見、將來鳥取村として建設さるべき第八次、第九次開拓團たる北安省依吉密開拓團に派遣されるものであつて、七月十五日鳥取を出發、敦賀（又は下關）から乗船して清津（又は釜山）に上陸し二ヶ月間開拓團の應援作業を行つて九月二十日頃退團歸國する筈であるが、阪途ハルビン市及

び訓練所、新京、奉天、大連、旅順戰跡、第一次彌榮開拓團等を視察する豫定である。

尙ほ團員は次の三十名である。

八頭郡

丸

忠
希

高
考
郡

同 同 同 同 同 同 氣 同

東 同

伯
郡

御山竹米原石小山竹中川下永

崎本内村田原谷内藤島根内藤島井田江

松一
代
義郎
一
義郎
美雄
平夫
惠治郎
馬藏
治一
勳一
仁義

同 同

野
郡

伯
郡

木安土内伴小河木矢岩能

村藤井谷永藤島藤本見

留一壽 初與禮辰 善義武秀

吉男明藏一司男輝正夫

吉男明藏一司男輝正夫



少年團指導者實習所開設

体位向上、將來の科學戰に即應せしめんとする軍事教育的基礎能力の陶冶、大陸發展生產擴充等に處せんとする拓土的訓練、行的信仰的導き等興亞教育の絶叫されつゝある今日、健兒教育の真髓を極めることは何よりも明確なる問題解決の鍵でなければならない。

今回縣廳内社會教育課に本部を置く鳥取縣少年團では、大日本少年團聯盟と共同主催の下に少年團指導者實習所を開設し、道場を久松山鳥取城趾天球丸跡に設けて、從來の少年部教程のみに止めず更に女子指導者實習所を併設して少年團教育の向上發展を期することとなつた。

教程並に期間は

少年部教程	自七月一日 至同六日	六日間
女子部教程	自同二日 至同六日	五日間
團長座談會	自同三日 至同四日	二日間

(團長座談會は團長たる校長を招きて少年團教育向上の原動力たらしめんとするもの)

所長	子爵島通陽
名譽所長	鳥取縣學務部長
少年部隊長	大日本少年團聯盟指導健士
松田哲	上林誠一
少女部隊長	同
所員	尾崎忠次
少女部員	留吉
男子指導者	約四十名
女子指導者	約四十名
團長座談會	約四十名

外に地方學事當局並に大日本少年團聯盟本部員十三名が當つて居り、又受講者資格並に人員はある。

軍事普及講演

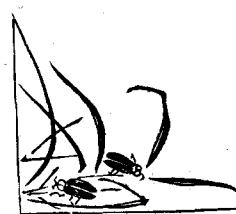
並に映寫會



松江地方海軍人事部では海軍志願兵、特に甲種飛行豫科練習生徵募上の効果を擧げる目的を以て、鳥取縣下左記十ヶ所に於て軍事普及講演並に映寫會を開催することとなつた。

實施場所	實施日時	備考
八頭郡若櫻町	七月九日午後七時	講演後映寫(軍事映画)
同用瀬町	十一時	講演
岩美郡浦富町	同	講演後映寫
同福部村	同	講演

兒童映画文化映画筋書懸賞募集



文部省では兒童に觀覽せしむべき優秀なる兒童映画の製作を奨励し、文化映画にありては廣

く素材を求めて製作上の指針を與へ、指定上映制度の圓滑なる施行に資するため、次の要綱に依つて兒童映画、文化映画の筋書を懸賞募集することとなつた。

一、筋書の内容

兒童映画 劇映画であつて堅實明朗なる兒童生活に取材したるもの
文化映画 政治、國防、教育、學藝、產業、保健等に取材し、一貫せる指導的內容を有するもの

二、長さ

四百字詰原稿用紙二十枚以内に纏めること。

三、賞金

入選 兒童映画二篇 一篇五百圓 (國債)

文化映画二篇 同 同 (同)

佳作 兒童映画數篇 一篇 百圓 (同)

四、締切 七月末日 (同)

五、原稿送付先

文部省社會教育局映画課映画筋書懸賞募集係

六、入賞發表 八月下旬官報に廣告
七、入賞筋書の著作権は文部省に歸屬
八、其他

イ 懸賞筋書は必ず本人の創作であつて他に應募したことのないものであること。

ロ 原稿には簡単なる梗概を附し、住所氏名は必ず別紙に認めて添附すること。

ハ 原稿の種類に應じて封筒及び梗概に「兒童映画」若くは「文化映画」と朱書すること。

ニ 懸賞者か映画製作關係者であるときは氏名肩書に所屬製作所名を明記すること。

右の映画筋書が入賞し、所屬製作所に於て之が映画希望の場合は特に便宜を與へられる。

ホ 懸賞原稿は一切返戻されない。

七月三日發行「週報」並「寫眞週報」掲載內容左記ノ通
寫眞週報第百二十三號掲載內容

一 表紙 支那事變三周年

一 建設の戰ひは進む

一 あれから三年一かつての戰場に立つ一三年前七月七日蘆溝橋事件に端を發して以來、皇軍が北支に、中支に對戰の尊き血を流した數々の戰場は、あれから三年たつた今どんな風になつてゐるだらうか、當時のニユース寫眞を臺本にそれと同じ角度で撮影した現在の姿は?

一 慰問袋を送りませう

一 わたしたちは擣がけ一銃後產業職場を守る女性

一 大陸も蘭景氣復興の中支蠶絲業

一 歐洲大戰と支那事變一同縮尺の二枚の地圖による兩戰區の廣さ、距離、その他の比較

一 アルヘンチーナ號を迎へて

一 讀物ページ

○事變三周年とわれわれの進路 ○インド、ビルマの情勢

○新版東亞風土記北支那の巻 ○徵と人生 ○百二十億貯蓄は「無駄なし生活」から ○國債の買物

週報第百九十四號掲載內容

支那事變三周年

畏し戰時下的御精勵

(宮 内 省)

抗日支那軍の現況

(陸軍省情報部)

支那事變と帝國海軍

(海軍省海軍軍事普及部)